

桐蔭横浜大学研究活動上の不正行為の防止等に係る通報に関する細則

平成27年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）に基づき、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為に係る通報があった場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の定義は、防止規程の例による。

(通報の受付)

第3条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報をすることができる。

2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者・研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていない限り、

3 通報窓口（防止規程第15条第1項に定める大学事務局内に設置されている通報窓口、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者をいう。）は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報の内容について、通報を行った者（以下「通報者」という。）に対して確認又は補正の指示をすることができる。

(匿名通報等の取扱い)

第4条 前条に定めるもののほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ、顕名による通報に準じた取り扱いをすることができる。

2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者・研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

(悪意に基づく通報)

第5条 何人も、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を

与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがある。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(通報の相談)

第6条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、相談窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、相談窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口の責任者は最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の職員の義務)

第7条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者及び被通報者の秘密の遵守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。

- 2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第8条 この細則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学の研究者でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシーを侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第9条 最高管理責任者又は統括管理責任者は、通報したことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人桐蔭学園就業規則(桐蔭横浜大学教員)、同(職員)、学校法人桐蔭学園非常勤講師に関する規程、その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を科することができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第10条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人桐蔭学園就業規則(桐蔭横浜大学教員)、同(職員)、学校法人桐蔭学園非常勤講師に関する規程、その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を科することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(職権による調査)

第11条 最高管理責任者は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、研究活動上の不正行為があると疑われる場合は、当該事案に係る調査の開始を統括管理責任者に命ずることができる。

(予備調査の実施)

第12条 第3条に基づく通報があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は

速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名以上の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となりえる関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第13条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 予備調査委員会は、通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(調査実施の要否の決定及び通知)

第14条 予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施し、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算しておおむね20日以内に予備調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、第3条による通報を受けてから30日以内に、統括管理責任者その他必要な者との協議を経て、通報された事案に係る調査実施の要否を決定する。
- 3 最高管理責任者は、第2項により調査を実施することを決定した場合は、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に対して調査を実施する旨通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、被通報者の所属機関に対しても調査を実施する旨通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報内容が法律に違反するおそれがある場合には、関係機関に連絡するものとする。
- 5 統括管理責任者は、第2項により調査を実施することが決定された場合は、通報者及び被通報者に対して調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。
- 6 統括管理責任者は、第2項により調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 7 通報された事案に係る調査を担当する者は、自己と利害関係にある事案に関与してはならない。

(調査委員会)

第15条 前条第2項の規定により調査を実施することを決定した場合、最高管理責任者は統括管理責任者に調査委員会の設置を命ずる。

- 2 調査委員会には、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者(外部有識者等)を含むものとし、調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 統括管理責任者が指名した者 若干名
 - (2) 研究分野の知見を有する者 若干名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 若干名

(調査の通知)

第16条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議申し立てをすることができる。
- 3 統括管理責任者は、前項の異議申し立てがあったときは、異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査の実施)

第17条 調査委員会は、調査実施の決定があった日から起算して、おおむね30日以内に調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査の関係者以外の者及び被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。
- 4 調査委員会は、研究活動上の不正行為の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度並びに研究費等の不適切な使用の額等について、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により調査を行う。この場合において、研究費等の不適切な使用に係る事案のときは、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。
- 5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めること

ができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合において、それが調査の引延しを主な目的とするものであると調査委員会が判断するときは、当該申出を認めないものとする。

- 6 調査委員会は、調査の実施に当たり、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

(資金配分機関及び関係省庁との関係)

第18条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、最高管理責任者及び資金配分機関及び関係省庁に報告、協議しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、原則として通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を公表するとともに、資金配分機関及び関係省庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を公表するとともに、資金配分機関及び関係省庁に提出しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の過程であっても、研究活動上の不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに当該事実を認定し、最高管理責任者を経て公表するとともに資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。
- 4 調査委員会は、最高管理責任者及び資金配分機関から求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(調査の対象)

第19条 調査の対象には、通報等された事案に係る研究又は研究費等のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被通報者の他の研究又は研究費等を含めることができる。

(証拠の保全)

第20条 調査委員会は、調査に当たって、通報等された事案に係る研究又は研究費等に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、通報等された事案に係る研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、通報等された事案に係る研究又は研究費等に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるよう当該研究機関等に依頼するものとする。

- 2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難又は隠ぺいが行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動の停止、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置をとることができる。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(調査の中間報告)

第21条 調査委員会は、調査の終了前であっても、最高管理責任者、通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を、最高管理責任者、資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(研究活動上の不正行為の疑惑への説明責任)

第23条 調査委員会の調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑(研究費等の不適切な使用に係る疑惑を除く。)を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、再実験等を必要とするときは、第17条第5項の定める保障を与えなければならない。

- 2 調査委員会の調査において、被通報者が通報等に関する研究費等の不適切な使用に係る疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、研究費等の使用が適正な方法及び手続にのっとり行われたことを、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。
- 3 調査委員会は、前2項の説明責任の程度について、研究分野の特性又は関係書類の保存状況等に応じて、判断するものとする。

(認定の手続)

第24条 調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。この場合におい

て、被通報者の研究体制、データチェックのなされ方、研究費等の使用状況等さまざまな点から故意性を判断するものとする。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、第1項に規定する認定において、研究費等の不適切な使用が行われたものと認定したときは、併せて、その内容、研究費等の不適切な使用に関与した者及びその関与の度合い、不適切に使用された研究費等の額を認定するものとする。
- 4 調査委員会は、第1項に規定する認定において、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定した場合で、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 統括管理責任者は、本条第1項及び第4項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第25条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第26条 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報等がなされる前に取下げられた論文等に係る調査で、研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、取下げなど研究者が自ら行った前後措置及び

その措置をとるに至った経緯・事情等を前項の通知に付すものとする。

- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第27条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 前項に定める不服申立てのうち、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に係るものであるときは、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。
- 5 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項に定める新たな調査委員は第15条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第16条各号に準じた手続を行う。
- 7 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合、直ちに調査委員会に対して、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを審議させ、その結果を受けて速やかに再調査を行うか否かを決定する。
- 8 調査委員会は、前項の不服申立てについて、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った者(以下「不服申立人」という。)に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、最高管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 9 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 10 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通

報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 11 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、その旨を被通報者、資金配分機関及び関係省庁に通知する。
- 12 最高管理責任者は、前項の不服申立てについては、おおむね30日以内に調査委員会において再調査を行わせ、その結果を受けて不服申立人に対する判断を決定し、通報者、被通報者、資金配分機関及び関係省庁に通知する。

(再調査)

第28条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第29条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報

がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 4 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査中における一時的措置)

- 第30条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された研究費等の支出停止等必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関及び関係省庁から、被通報者の当該研究費等の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費等の使用中止)

- 第31条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費等の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ勧告)

- 第32条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第33条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった研究費等の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、その旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、調査対象事案に係る情報が調査関係者以外に漏えいしているときは、調査関係者以外にも周知する。
- 3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学に所属する者であるときは、学内規程に基づく懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表する。
- 5 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学以外の機関に所属する者であるときは、所属機関に対して適切な処置を行うように求めることができる。

(是正措置等)

第34条 統括管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、最高管理責任者に対して、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)を講じる旨の申し出を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、統括管理責任者に対して是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の命令により是正措置等を講じたときは、是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項により講じた是正措置等の内容を通報者、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(処分)

第35条 最高管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、学校法人桐蔭学園就業規則(桐蔭横浜大学教員)、同(職員)、学校法人桐蔭学園非常勤講師に関する規程、その他関係諸規程に従って、処分を科すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項により処分を科したときは、資金配分機関及び関係省庁に対して

処分内容等を通知する。

(関係機関への通知)

第36条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、研究活動上の不正行為が認定されたときその他必要の都度、当該不正行為に係る資金配分機関及び関係省庁以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

(雑則)

第37条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年7月10日から施行する。
- 2 桐蔭横浜大学公益通報等に関する規程細則(研究活動上の不正行為に係る通報に関する細則)は、廃止する。
- 3 この細則は、平成30年3月26日から施行する。
- 4 この細則は、令和5年4月1日から施行する。